

臨時特例の申立に当たってのご注意

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の免除・納付猶予申請を行うに際し、「簡易な所得見込額の算出手順（「所得見込額計算シート」）」の記載にあたっては、以下の点にご注意ください。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる月の期間

「所得見込額計算シート」のA欄に記載できる「任意の1か月」については、以下の期間が対象となります。

令和3年度分の申請

（令和3年7月分から令和4年6月分まで）

⇒ 令和2年2月以降のいずれかの月の収入をご記載ください。

令和2年度分の申請

（令和2年7月分から令和3年6月分まで）

⇒ 令和2年2月～令和3年7月のいずれかの月の収入をご記載ください。
（令和3年8月以降の月を用いることはできません。）

2. 税制改正による給与所得控除等の改正について

税制改正により、給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されました。

D欄の「給与所得控除、公的年金等控除の見込額」の算出にあたっては、令和2年度分と令和3年度分の計算が異なりますのでご注意ください。

令和3年度分の申請

⇒ 給与所得控除、公的年金等控除の額は、

【給与所得控除】	【公的年金等控除】
給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 （55万円に満たない場合は55万円）	65歳未満の者→ 60万円 65歳以上の者→ 110万円

令和2年度分の申請

⇒ 給与所得控除、公的年金等控除の額は、

【給与所得控除】	【公的年金等控除】
給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）	65歳未満の者→ 70万円 65歳以上の者→ 120万円

※「任意の1か月」の時期によらず、申請年度に応じて給与所得控除、公的年金等控除の額が適用されます。

（同じ月を用いる場合であっても、令和2年度分と令和3年度分では計算が異なります。）

（注）税制改正による控除額の変更は、令和2年中の所得から適用されますが、国民年金保険料免除・納付猶予においては令和3年度の申請から改正後の額を適用しています。これは、簡易な所得見込を前年の所得とみなして免除基準を審査するためです。